

京都市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の電子出勤簿の確認及び紙出勤簿の整理並びに休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

令和4年11月30日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項中「一般職に属する職員（臨時的に任用される職員を除く。）及び」を削り、「に限る」を「を除く」に改める。

第4条中「一般職に属する職員（臨時的に任用される職員に限る。）及び」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この訓令は、令和4年12月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)